

- (5) ばいじん（国内において生じたものにあつては、第七条第八号又は別表第三の八の項に掲げる施設において生じたものに限り。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同号に掲げる施設において生じたものに限り。）であつて、セレン又はその化合物を含むもの
  - (6) ばいじん（国内において生じたものにあつては、別表第三の九の項又は一〇の項に掲げる施設において生じたものに限り。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除き、同表の一〇の項に掲げる施設において生じたものに限り。）であつて、ダイオキシン類を含むもの
- 次に掲げる廃油及び当該廃油を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）

- (1) 廃溶剤（トリクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたものに限り。）
  - (2) 廃溶剤（テトラクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限り。）
  - (3) 廃溶剤（ジクロロメタンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一三の項に掲げる施設において生じたものに限り。）
  - (4) 廃溶剤（四塩化炭素に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一四の項に掲げる施設において生じたものに限り。）
  - (5) 廃溶剤（一・二・ジクロロエタンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一五の項に掲げる施設において生じたものに限り。）
  - (6) 廃溶剤（一・一・ジクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一六の項に掲げる施設において生じたものに限り。）
  - (7) 廃溶剤（シスー・二・ジクロロエチレンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一七の項に掲げる施設において生じたものに限り。）
  - (8) 廃溶剤（一・一・トリクロロエタンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一八の項に掲げる施設において生じたものに限り。）
  - (9) 廃溶剤（一・一・二トリクロロエタンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一九の項に掲げる施設において生じたものに限り。）
  - (10) 廃溶剤（一・三・ジクロロプロペンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二〇の項に掲げる施設において生じたものに限り。）
  - (11) 廃溶剤（ベンゼンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二一の項に掲げる施設において生じたものに限り。）
  - (12) 廃溶剤（一・四・ジオキサンに限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の二二の項に掲げる施設において生じたものに限り。）
- 又、次に掲げる汚泥、廃酸又は廃アルカリ（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り。）
- (1) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、水銀又はその化合物を含むもの
  - (2) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、カドミウム又はその化合物を含むもの
  - (3) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、鉛又はその化合物を含むもの
  - (4) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、有機燐化合物を含むもの

- (5) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、六価クロム化合物を含むもの
- (6) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、砒素又はその化合物を含むもの
- (7) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の二九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、シアン化合物を含むもの
- (8) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、ポリ塩化ビフェニルを含むもの
- (9) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、トリクロロエチレンを含むもの
- (10) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、テトラクロロエチレンを含むもの
- (11) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、ジクロロメタンを含むもの
- (12) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三四の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、四塩化炭素を含むもの
- (13) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三五の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、一・二・ジクロロエタンを含むもの
- (14) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、一・一・ジクロロエチレンを含むもの
- (15) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三七の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、シスー・二・ジクロロエチレンを含むもの
- (16) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三八の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、一・一・トリクロロエタンを含むもの
- (17) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の三九の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、一・一・二トリクロロエタンを含むもの
- (18) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四〇の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、一・三・ジクロロプロペンを含むもの
- (19) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四一の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、テトラメチルチウラムジスルフィド（以下、「チウラム」という。）を含むもの
- (20) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四二の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、ニークロロ四・六・ヒスエチルアミノ）ーストリアジン（以下、「シマジン」という。）を含むもの
- (21) 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、別表第三の四三の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限り。）であつて、S—四クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート（以下、「チオベンカルブ」という。）を含むもの